

■投資信託総合取引規定

1 規定の適用範囲

この規定は、投資信託の募集の取扱い、振替業に係る取扱い、収益分配金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理、買取りに係る取引及びこれらに附帯する業務に係る取引（以下「この取引」といいます。）に適用する事項について規定します。

2 自己責任の原則

お客さまは、お客さまが取引されようとする投資信託に係る投資信託約款及び目論見書並びにこの規定の内容を十分に把握し、自らの判断と責任においてこの取引を行ってください。

3 取引営業所等

この取引は、当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局（以下「営業所等」といいます。）において取り扱います。ただし、この取引を取り扱う営業所等は、一のお客さまにつき一の営業所等（以下「取引営業所等」といいます。）に限ります。

4 取扱時間

この取引の申込みは、当行所定の取扱時間内に受け付けます。

5 取扱商品

お客さまが取引営業所等で取引できる投資信託は、当行所定のもの（以下「取扱商品」といいます。）に限ります。

6 取引開始の手続

- (1) 新たにこの取引をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この取引に係る本人名義の総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）を添えて取引営業所等に提出してください。
- (2) この取引の開始の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。
- (3) この取引の開始の申込みは、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。

- (4) 前3項による申込みの際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、取引開始後も、この取引にあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。
- (5) 第1項から第3項までの当行所定の書類に記入又は画面に入力された氏名、住所、口座等をもって、この取引の氏名、住所、決済口座等とします。
- (6) 当行が第1項、第2項又は第3項の申込みをしたお客さまとこの取引を行うことについて承諾したときは、投資信託口座及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に定める振替決済口座（第14条及び第15条において「振替決済口座」といいます。）を開設します。
- (7) この取引は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に限り行うことができるものとします。
- (8) この取引は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行はこの取引の開始の申込みをお断りするものとします。
 - ① お客さまがこの取引の開始の申込時にする表明・確約に係り虚偽の申告をしないこと。
 - ② お客さま（お客さまが法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。③において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F その他AからEまでに準ずる者
 - ③ お客さまが自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為
 - E その他AからDまでに準ずる行為

7 印章

この取引に使用する印章は、決済口座として指定した通常貯金の届出の印章に限ります。

8 決済口座の取扱い

- (1) この取引に係る購入代金及び手数料その他の諸費用等（以下この項及び第10条第

3項において「購入代金等」といいます。)は、当行所定の方法により、決済口座の現在高のうち購入代金等に充てる金額を指定する取扱いをしたうえで、当行所定の日
に払い戻します。

- (2) 前項の決済口座の現在高には、証券等(その表示する金額による決済又は払渡し
が
確実なものとして当行が定めるものを除きます。)による預入に係る貯金で当該預入
の
日から起算して4日(日曜日若しくは土曜日又は休日(1月2日、同月3日及び12
月
31日を含みます。)(以下この項において「日曜日等」といいます。))がある場合は、
日
曜日等の日数を除きます。)を経過するまでのもの並びに総合口座取引規定に定め
る
貯金担保自動貸付け及び国債等担保自動貸付けに係るものを除くものとします。
- (3) この取引に係る解約代金、買取代金、償還金及び収益分配金は、手数料その他の諸
費
用等を差し引いたうえで、当行所定の方法により、当行所定の日決済口座に入金し
ま
す。

9 この取引の解約等

- (1) この取引を解約しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押
印
(又は署名)のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。
- (2) 前項の解約に係る申込みは、前項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定の
メ
ールオーダーによる方法により行うことができます。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はこの取引を停止し又はいつでもこ
の
取引を解約することができるものとします。この取引の停止又は解約により生じた
損
害については、当行は責任を負いません。
 - ① お客さまがこの規定の変更に同意しないとき。
 - ② 法令諸規則に照らし合理的な事由、又はお客さまの投資信託口座に一定期間残高
が
ない等合理的な事由があると、当行が判断し、解約を申し出たとき。
 - ③ お客さまがこの取引の開始の申込時にした表明・確約に係り虚偽の申告をしたこ
と
が判明したとき。
 - ④ お客さま(お客さまが法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。
⑤
において同じとします。)が第6条(取引開始の手続)第6項②AからFまでに掲
げ
るものに該当したことが判明したとき。
 - ⑤ お客さまが自ら又は第三者を利用して第6条(取引開始の手続)第6項③Aから
E
までに掲げる行為をしたとき。
 - ⑥ お客さまが居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととな
っ
たとき。
 - ⑦ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明したとき。
 - ⑧ その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) 前3項の規定によりこの取引が解約となった場合には、そのお客さまのこの取引に
係
るすべての投資信託の解約の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、こ
れ
らの解約代金から手数料その他の諸費用等を差し引いた残額を決済口座に入金す

るものとしします。

- (5) 第1項、第2項又は第3項の規定によりこの取引が解約となった場合には、その他の当行とお客さまとの投資信託に関する契約のすべてについて、解約の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、解約に必要な手続を行うものとしします。

10 購入の取扱い

- (1) 取扱商品の購入の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。
- (2) 取扱商品の購入の単位は、目論見書で定める申込単位又は当行が定める申込単位とします。
- (3) 取扱商品の購入の申込みがあったときは、第8条第1項の規定により払い戻した購入代金等のうち購入代金をもって、当行所定の方法により、遅滞なく当該取扱商品の買付けを行います。払戻しができなかった場合は、当行は、当該取扱商品を解約できるものとしします。
- (4) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入の申込みに係る取扱商品の投資信託約款又は目論見書に従って、購入の申込みの受付が中止され、又は既に行われた購入の申込みの受付が取り消されることがあります。

11 解約の取扱い

- (1) 取扱商品の解約の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。
なお、1日当たりの解約回数の上限は、当行が定めるところによります。
- (2) 取扱商品によっては、解約できない期間があるものがあります。
- (3) 取扱商品の解約の単位は、目論見書で定める申込単位又は当行が定める申込単位とします。
- (4) 取扱商品の解約の申込みがあったときは、当行所定の方法によりこれを投資信託委託会社に取り次ぎ、当該取扱商品の投資信託約款又は目論見書に定められた投資信託委託会社と受託会社との間で信託契約が一部解約されたときに、その効力が発生するものとしします。
- (5) 投資信託委託会社から解約代金を受領したときは、この解約代金から各取扱商品の投資信託約款又は目論見書で定める当該解約に係る手数料その他の諸費用等を差し引いた残額を、当行所定の日に決済口座に入金します。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みに係る取扱商品の投資信託約款又は目論見書に従って、解約の申込みの受付が中止され、又は既に行われた解約の申込みの受付が取り消されることがあります。

12 買取り

- (1) 取扱商品の買取りの申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。
なお、1日当たりの買取回数の上限は、当行が定めるところによります。
- (2) 取扱商品の買取りの単位は、当行が定める申込単位とします。
- (3) 当行が買取りを行ったときは、当行が定める買取価額に買取口数を乗じた金額から、当行所定の手数料その他の諸費用等を差し引いた残額を、当行所定の日に決済口座に入金します。
- (4) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買取りの申込みの受付が中止され、又は既に行われた買取りの申込みの受付が取り消されることがあります。

13 スイッチング

- (1) スイッチングは、取扱商品の解約代金をもって他の取扱商品の購入代金とし、解約及び購入を一組の同一日付の申込みとする取扱いです。
- (2) スイッチングの申込みができる取扱商品は、当行が別に定める取扱商品に限ります。
- (3) スイッチングの申込みについては、第10条及び第11条の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、スイッチングによる解約代金について、特定口座規定第6条（源泉徴収）第2項に定める源泉徴収を行う場合は、別途、決済口座から自動的に引き落とし、同条第3項に定める還付を行う場合は、同項に定めるところにより行います。
- (4) 前項において、決済口座の残高不足等により税金等の引き落としができない場合は、当行の判断により、当該スイッチングの購入による取扱商品について、不足金を充当するため、その一部又は全部を解約できるものとします。
- (5) 当行が、投資信託委託会社から解約代金を受領するまでは、当行がお客さまに代わって当該他の取扱商品の購入代金として支払った金額をお客さまに請求することがあります。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、スイッチングの申込みに係る取扱商品の投資信託約款又は目論見書に従って、スイッチングの申込みの受付が中止され、又は既に行われたスイッチングの申込みの受付が取り消されることがあります。

14 収益分配金、償還金等

- (1) 取扱商品の受益権がお客さまの振替決済口座に記載又は記録されているときは、当行がお客さまに代わって収益分配金又は償還金（以下「償還金等」といいます。）を受領し、当行の定めるところにより、決済口座に入金するか、次条又は取扱商品の投資信託約款に従って累積投資を行います。
- (2) 前項の手続において、当行が諸法令及び諸慣行等により手数料その他の諸費用等を徴収された場合は、当該手数料等はお客さまの負担とし、償還金等から差し引きます。

- (3) 第1項の収益分配金については、購入の申込み時に第1項の入金による受取方法を設定した場合を除き、投資信託収益分配金再投資規定に従って再投資します。なお、第1項の入金による受取方法は、当行所定の取扱商品に限り設定することができます。
- (4) 収益分配金の受取方法は、当行の定めるところにより、他の受取方法に変更することができます。

15 累積投資契約

- (1) 累積投資契約とは、決済口座の通常貯金、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権の収益分配金等の金銭を対価として、取扱商品の購入を行う契約をいいます。
- (2) 累積投資契約のうち、収益分配金再投資契約については投資信託収益分配金再投資規定、投資信託自動積立契約については投資信託自動積立規定の定めるところにより取り扱います。

16 累積投資契約の解約

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は、累積投資契約を解約できるものとしします。
 - ① お客さまから解約のお申出があったとき。
 - ② 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - ③ 当該投資信託が償還されたとき。
 - ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- (2) 累積投資契約のうち、収益分配金再投資契約については、その取扱いに係る取扱商品を解約しない限り、当該契約は解約できません。

17 手数料

- (1) 当行は、投資信託口座の残高証明書の発行その他当行所定の取扱いに係る当行所定の手数料をいただくことがあります。
- (2) 前項の手数料は、当行所定の方法によりいただきます。なお、解約代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。

18 免責事項

次の事由により生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。

- ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。
- ② 前号の事由により、決済口座への入金が遅延したとき。
- ③ 当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをし

たうえて、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。

- ④ 当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。
- ⑤ 電信の誤謬、遅滞等当行等の責によらない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。

19 取引営業所等の変更

- (1) 取引営業所等を変更しようとするときは、当行所定の取引営業所等の変更に係る届書に必要事項を記入し、通帳を添えて現にこの取引の取扱いを受けている取引営業所等又は新たに取扱いを受けようとする営業所等に提出してください。
- (2) 前項の変更に係る届出は、前項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のメールオーダーによる方法により行うことができます。

20 届出事項の変更

- (1) 印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
- (2) 前項により届出があったときには、当行は所定の手続を完了した後でなければ、振替の申請及びこの取引の解約には応じません。また、これらの届出前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。
- (3) 当行等がこの取引に関して行った通知が届出の住所に延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

21 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐又は後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により取引営業所等に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により取引営業所等に届け出てください。
- (3) 既に補助、保佐又は後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消し又は変更等が生じた場合にも、同様に届け出てください。
- (5) 未成年のお客さまが婚姻した場合には、直ちに当行所定の方法により取引営業所等に届け出てください。既に未成年のお客さまが婚姻されている場合にも、同様に届け出てください。
- (6) 前5項の届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。

22 非常時における投資信託の利用制限

当行等は、天災その他やむを得ない事由がある場合は、営業所等を指定し、かつ期間を定めて、この取引に関する利用を制限し又は業務の一部を停止することがあります。

23 規定の適用

この取引には、この規定のほか、「総合口座取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

24 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 2 日から実施します。

(経過措置)

- 2 第 14 条第 4 項は、平成 25 年 5 月 2 日以前の購入の申込み時に第 14 条第 1 項の受取方法を決済口座に入金する方法に設定している場合には、適用されません。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、2019 年 5 月 7 日から実施します。